

法務省民事局御中

令和3年10月26日

静岡県司法書士会

会長 白井 聖記

公証人手数料令の一部を改正する政令案に対する意見

当会は、貴局に対し、表題の政令案に関する意見募集について、次のとおり意見を述べる。

政令案「公証人の定款認証手数料を資本金の額が100万円未満のものは3万円に、100万円以上300万円未満のものは4万円に改めるなどの改正を行う」に対する意見

(1) 意見の趣旨

公証人の手数料を一律料金では無く、資本金の額に応じて手数料を引き下げる旨の改正案には賛成する。

(2) 理由

起業の促進をすることにより国際競争力を高めるため、手数料の引き下げにより、利用者がその利益を享受出来る方向性に向かうことに賛成する。

ただし、公証人の手数料を1～2万円引き下げたところで、どれだけ起業促進の効果が有るか否かは疑問の残るところではあるが、少しでも効果を出すために、区分については、「100万円以下のものは3万円に、100万円を超え300万円以下のものは4万円」とすべきである。株式会社設立時の資本金の額は「100万円」や「300万円」等、区切りの良い金額でなされるケースが多いからである。

なお、起業促進を目指すためには、公証人の手数料の引き下げという限定的な効果しか期待できない方法のみによらず、株式会社設立時の大きなコストとなる登録免許税について最低金額である15万円の減額措置についても検討されるべきである。